

(要約)

中世の法秩序と都市社会

高谷知佳

本書は、日本中世都市における法秩序のあり方について論ずる。

かつての「自由都市論」は、近代市民社会のルーツとなるような都市法や都市参事会・共同体などの制度を中心として論じたが、一方で、個々の前近代都市の実態そのものを等閑視しがちであった。「自由都市論」批判を経て、多くの地域や時代における都市史研究は、法や制度から離れ、文化や情報などを含む多様な事象に着目し、都市とそれを取り巻く社会とのつながりや同質性を重視するようになった。しかし現在、改めて「都市はなぜ都市であるのか」という問い、都市に不可欠な特徴としての「都市性」を求める問いがクローズアップされている。

こうした「都市性」の一つとして、本書では、ふたたび都市において法秩序が要請される問題に注目したい。

都市の定義は多様化しているが、あらゆる時代や地域において、「多様な人と経済が集中する場」であるということは普遍的な特徴といえよう。そして、それゆえに都市においては、治安の悪化、貧困や疫病、紛争の多発、社会不安の蔓延といった多様な問題が、不可避免的に生じ、当事者のみならず都市全体に影響を投げかける。ことに権力の基盤となる都市においては、必然的に生じるこれらの問題に対し、都市としての繁栄を維持するために、一定の法秩序が要請される。近代市民社会のルーツとしてではなく、都市に特有かつ必然的に生じる問題に対する、実態に即した秩序維持の手段として、都市の法秩序をとらえることが、現在の都市史研究にとって有効であると考えられる。

本書で注目するのは、一つは経済紛争の過熱という問題、また一つは社会不安という問題である。この二つの問題は、都市が大規模になればなるほど、都市自体の繁栄と存続を危うくする重大なものになるため、何らかの法秩序が必要となる。

序章で述べるように、従来の日本中世史研究においては、大規模な都市の秩序維持について、あまり注目されてこなかった。第一に、日本中世においては行政的な都市・農村の区分がなく、領域的に規律する都市法も少なく、特に京都や畿内先進地域にはほとんどないため、都市における法や制度を対象とする研究そのものが少なかった。

第二に、網野善彦氏の「都市的な場」論とその後のブームで地方都市の研究は発展したが、京都をはじめ、多様な利害が錯雑する大規模な都市についての研究は立ち遅れた。第三に、都市史研究としては、中近世移行期の町共同体の研究、さらに遡って中世都市において展開された多様なネットワークの研究が中心となったが、共同体やネットワークによっては解決しきれない、しかし都市全体に対して影響を及ぼすような事態や、それに対する都市全体の支配についての研究は乏しい。第四に、政治史の観点から、個々の政権ごとに、政治・法制・経済・文化がどのように首都・京都に一極集中したかについての研究があるが、個々の政権を越え、長期にわたって存続する都市のあり方との有機的関連は薄かった。つまり、大規模な都市の秩序維持という問題は、研究史上のエアポケットになっていた。

これを踏まえ、本書では、室町期における首都圏である京都や奈良をめぐって、第一部・第二部では経済紛争の過熱について、第三部では都市の社会不安について、いずれも都市全体の秩序維持がどのように行われたかを論じた。第四部では、そうした観点を踏まえて比較史に向けた試みを行った。

まず第一部・第二部では、経済紛争の過熱について検討した。

日本中世都市は、多様な利害関係をもつアクターに開かれ、それぞれのアクターによって、さらに権力自身によっても、利益の追求が行われてきた。都市住民への賦課、商業や流通をめぐる特権や賦課、その正当性や免除の可否をめぐる紛争は、日常的な積み重ねであるとはいえ、過度なものとなると、その前提として不可欠な、都市の繁栄や治安、つまりその場が都市として存続することを危うくする。非日常の災害や飢饉などに限らず、こうした日常の営みの過熱もまた大きなリスクとなる。こういった矛盾をきたさず、繁栄や治安を維持するために、都市全体において、紛争の抑制や早期解決をはかるシステムは、まさに都市の公共インフラとして必要なものといえる。

こうした秩序維持のシステムを見る切り口として、日本中世都市においては、都市全体を一律に秩序づける法がほとんどないため、本書では、訴訟の中にあらわれるさまざまな先例や論理に注目する。前近代における紛争史研究において、くりかえされる交渉、和解、保障を、紛争解決の「コミュニケーション」としてとらえ、訴訟をもその一プロセスとみなす研究動向にも学ぶ。

第一部では、室町期奈良における紛争とその戦略について検討した。奈良は、興福寺や東大寺といった大寺社、また内部のさまざまな僧侶集団、それぞれに属する都市

民が、都市内の権益や権限をめぐる錯雑した紛争を繰り返しており、紛争やその解決に用いられる論理は、先例遵守や神仏との結びつきなどの保守的で変化に乏しいもの、あるいは室町幕府の裁定などとされてきた。しかし、第一章・第二章では、実際の紛争やその解決を通して、室町幕府の裁定や諸々の先例が、いかに動的かつ戦略的に活用されているかを明らかにした。

第一章「都市法の内と外」では、奈良における賦課や権限をめぐる紛争において、奈良の外部である室町幕府の、しかも内容も発給時期もあまり関わりのない裁定が援用されることに着目し、都市「内部」の錯雑した紛争を解決するために、幕府という「外部」の論理が重要であったということを論じた。

第二章「中世奈良における商業紛争と先例」では、奈良における商業・流通にかかわる訴訟について、先行研究では、権力と商工業との結びつきは、最終的に権力の保守性ゆえに桎梏となるという先行研究に対し、個々の訴訟を改めて検証してゆくと、「先例」を称しながら、実態としては他の権力が新たに介入したり、その都度の当事者間の利害調整を行って解決したりというケースも多いことを明らかにした。

第三章「奈良徳政令の意思決定」では、こうした多様かつ錯雑した利害調整が行われる奈良で、治安と経済秩序という二つの重要な秩序を同時に脅かす徳政令について、どの権力がいかなる判断を行ったかを検討した。

第二部では、室町期京都の周辺における関所政策と領域支配との関係について検討した。

室町期の支配層は京都を経済的基盤とし、朝廷官司や寺社は、天皇や諸公事、国家鎮護の祈禱に関する物資調達、理由に、個々に商業や流通に対する支配を行った。関所の設置や商人に対する通行特権の付与がこれにあたる。しかし、国家的な論理のもとに行われる商業・流通支配とそれによって生じる紛争は、しばしばその商業・流通の基盤である京都の治安を害した。

第四章「室町幕府の首都支配と関所政策」は、幕府による京都周辺の関所政策、つまり朝廷官司や寺社の関所に対して、また幕府自らの関所をめぐる、どのような政策をとったか、領域的支配＝治安維持と流通支配＝関所収益を、異なる論理のもとに複数の主体が行うことによって生じる矛盾について論じた。

第五章「守護管国内の率分関」は、京都外の摂津や近江といった交通の要衝に立てられた朝廷官司の率分関について、守護の領域的支配を、前章における幕府の京都支配と比較しつつ論じた。

このような、第一部・第二部の多様な題材の検討から、共通して浮かび上がってくるのは、紛争をめぐる論理と都市との矛盾した関係である。

第一章でふれた奈良の都市賦課は、富める者は施しをすべきであるという有徳銭、また祭礼と結びついた相撲銭など、宗教性・贈与性の高い論理にもとづいて、ほとんど際限なく行われた。

また、第四章・第五章においてふれた流通をめぐる賦課は、朝廷官司による「天皇や諸公事のための物資調達を行うこと」、寺社による「国家鎮護の祈禱にかかわる物資を扱うこと」を理由としたものであり、またその免除を主張する商人も、神人・供御人として朝廷官司や寺社のいずれかと結びついた。室町末期には、公家・武家・寺社などが最後に京都を経済的基盤としたために、こうした特権を当事者の双方が主張する訴訟があふれ、古代の天皇や伝説上の人物による由緒、それをもとにした偽文書が作成された。つまり、当事者は、個々の都市を越えた国家的・宗教的、あるいは贈与などの論理を掲げたのである。

しかし、こうした都市を超えた論理には、都市への過剰な賦課に対するストッパーが内在していない。また、賦課や免除を主張する当事者は、人的・領域的に分割支配されている都市の一勢力であったり、それに属する集団であったりするもので、都市全体の支配に対する責任を持たない。

こうした都市の繁栄を害しかねない当事者とその論理に対して、都市全体の支配を行う権力はいかなる対応をとったか。きわめて分権的な都市において、「全体の支配」を、具体的にどのような指標によって見出すか、これについても議論が必要ではあるが、日本中世においては、さしあたり、治安維持を行う権力、訴訟が最終的に持ち込まれる権力がこれにあたる。

京都については、この権力は室町幕府であり、第四章で論じたように、都市を越えた論理で立てられた関所に対し、賦課基準の遵守を命じたり、紛争が多発した際には一律の停廃を行ったりなどして落とすどころとした。また、幕府自身による「内裏再建」の論理にもとづく関所立ては、文明年間後半のみで断念し、自ら権益を得るのではなく治安維持の重視に転じた。容認と停廃が相半ばし、停廃が徹底しなかったなど

の限界はあるが、その後、京都に入ってから商業課税が増加しているなど、こうした論理の外部からの統制は一定の功を奏したと評価したい。

また、京都周辺についても、応仁・文明の乱以前は、都市を越えた論理で立てられた関所がみられたが、領域的支配を行う管国守護による容認や統制が重要であった。賦課基準の遵守なども重要であったが、代官得分や警固料といった形で、現地から得られた収入が直接的に現地に還元された点は、京都とは異なる点である。

奈良については、こうした都市全体の支配を行う権力が一義的には定められない。「奈良中雑務」を行う役職である官符衆徒棟梁か、最高の権威として京都とのパイプを持つ大乘院門跡などが多くの訴訟を抱えているものの、多くの限界がある。第三章では、徳政令をめぐる意思決定を通して、そうした錯雑した分権的な状況を描き出した。

しかし、そうした分権性を踏まえながらも、全体の支配について、第一章では、都市全体に対する法令や権限分割について、かつて室町幕府から発せられた判決が根拠となっていること、官符衆徒棟梁が幕府から補任されていること、しかし都市支配そのものについて幕府が直接の介入はしていないことを明らかにした。すなわち、内部においてきわめて錯雑した分権的な都市において、直接的・実体的な影響をもたない外部の権威を経由することが、都市全体を一律に秩序づけるための有効なツールになっているのである。

ただし、根拠として出される幕府の判決それ自体は、時間的にも内容的にも、具体的な紛争それ自体とはかけ離れたものである。「さらに以前の先例を守るように」とするのみの判決さえもある。それらをその都度、臨機応変に名目として掲げているのである。

この点から想起されるのは、奈良の商業や流通をめぐる紛争に対し、先例墨守の裁定が下されてきたとされる先行研究の指摘である。第二章はそれを再検討した。

第二章では、奈良の商業特権をめぐる紛争について、従来の研究では、権力は一定程度まで座商業を保護するものの、最終的には先例墨守となり、かえって商業発展の桎梏となるという特徴が指摘されてきた。しかし、その実態をみると、「先例」となる法や判決が、当該訴訟の状況とかけ離れた、あるいは異なる文脈のもとで発せられたものであり、そして先例遵守と称しながら、実際にはその先例とは異なる現状維持、あるいはその都度の当事者の利害調整を行っていることが見て取れる。

今後の課題としては、さらに時期的・地域的に広く題材をとり、用いられる外部や先例のあり方を検討してゆく必要がある。

第三部では、都市の社会不安を、怪異を指標として検討した。

まず、怪異という一種の強制力をもつ宗教的な法理の、室町期における変質を示す。怪異とは、神仏が示す凶兆であり、一〇～一一世紀以来、京都を守る二十二社や天皇・摂関家と深く関わる寺社が、政権に対して怪異を注進することで自らの神仏の存在感を示し、政権は、奉幣や贈位をもって対処することで社会に対して怪異＝凶兆の收拾を果たした。いわば「神仏が国家を守る」という共通の前提のもと、政権と権門寺社の互酬的なやりとりである。

中世社会においては、同様に、神仏への信仰を正当性根拠とする法や權益が、社会の諸アクターによって、前述の商業や都市賦課などを含め、多様な場において主張された。これは中世社会の宗教性・呪術性の発露である一方、神仏をあらゆる機会に活用するという合理性のあらわれとも解することができる。

前近代の宗教性・呪術性について、初期の近代歴史学の立場からは、近代の一元的・公的な法や制度と対比して、ひとしなみに「遅れたもの」「非合理的なもの」とみなされがちであり、社会史の立場からは、「異文化としての過去」において、その時代の人々の心性に迫ろうとする見方がなされたが、宗教性や呪術性を、近現代の感覚からかけはなれた慣習をすべて説明してしまうブラックボックスとする傾向があった。しかし、近年、西欧史でも日本史でも、共通した研究動向として、宗教性・呪術性と合理性を二項対立的に捉えるのではなく、また、宗教性・呪術性をはらんだモラルや価値観を、前近代を通して一貫して静態的なものとみなすのではなく、同時代の宗教性と合理性のあり方を動態的に捉える成果があがっている。

こうした視点に学ぶと、室町期における怪異＝凶兆は、一見すると古代から中世を通じた政権と権門寺社の互酬的なやりとりが続くように思われるものと、政権と権門寺社による互酬的なやりとりを欠きながら都市において風聞として広まるものの二種類がある。

第六章では、前者を検証し、多武峯について、形式的には互酬的なやりとりがあっても、室町期において本質的には変化があることを示した。すなわち、室町期には、破裂の不平癒と再発の主張が繰り返されるなど、多武峯からの怪異の注進がインフレーションを起こしながら望んだ対応は得られず、そうした無力さを露呈することによ

って、怪異のもつ宗教性が薄れてゆくことを示した。

第七章・第八章では、後者、すなわち都市において風聞として広まる怪異について検討した。

まず、第七章では、怪異や靈験の風聞を流布させる土壌としての都市の心性について明らかにした。

室町幕府は、首都集中型の権力構造であった。朝廷・幕府・寺社と、支配層のいずれもが京都に集住して自らの政治的・経済的な基盤とし、室町殿を要とする人的・流動的なコネクションによって結び合わされ、前述のように訴訟はそのコネクションに連なる者への給恩として行われた。

つまり、室町期の首都社会は、都市の繁栄と政権中枢との結びつき、この二つに依存しなければならなかった。しかし、この二つはいずれもきわめて不安定なものであった。室町期の政権中枢はしばしば後継者不在や政変を繰り返し、社会に不安を与えた。また都市は、本質的に、繁栄と背中合わせに、疫病・災害・治安悪化などの脆弱性を不可避免的に抱えている。さらに、疫病はしばしば失脚者の怨霊によるものとされていたため、こうした都市の脆弱性も、政権中枢の動向と結びつけられがちであった。こうしたことから、首都社会は、きわめて社会不安が生まれやすい場であり、人々は自らの状況を直接的に左右するものとして政権中枢を注視し、ネットワークを通してその情報を流通させた。

しかし、こうした怪異や靈験の風聞は、一方では群集や参詣の場を生み出し、人々の不安を紛らせる一助となったが、他方で、風聞それ自体も群集の場も、治安悪化や無秩序な勧進などを招き、不安の再生産につながった。これに対し、都市の秩序を担う幕府は、靈験や怪異といった主張には触れず、その結果としての治安維持を重視して対処した。こうしたことから、怪異や靈験の解釈が多様化し、治安悪化という実際的なデメリットとしばしば結びついたことによって、宗教性が薄れてゆくことが推測できる。

第八章では、首都集中型の権力構造を反映した怪異が、権力構造の解体とともにどのように変貌したかについて、多様な怪異譚に取り巻かれた細川政元を中心として描いた。同時代の記録においては、政元は、戦乱を暗示する天狗の怪異と結びつけて語られながらも、京都の守護者として位置づけられていた。しかし、彼の死後、四分五裂して交代を繰り返した政権中枢は、京都社会にとってもはや注目すべき対象ではな

くなっていった。五十年後の軍記物において、彼は「不忠不孝」という近世的な価値観からの乖離とゆえなき奇行によって貶められる人物になっていた。首都集中型の権力構造が解体し、都市が近世の行政単位として引き継がれる地縁的共同体などによって支えられる中で、政権中枢への注視とネットワークによって生まれた怪異は解体したのである。

今後の課題としては、神仏への信仰を正当性根拠とする法理や権益全般について、室町期の特徴をも検討してゆく必要がある。嗚訴に始まり、第一部・第二部で触れた、種々の商業・流通をめぐる権益まで、いずれも政権や首都と強い結びつきをもつため、こうした法理や権益について、宗教性と合理性のバランスの実態はなお重要な問題である。

第四部では、比較都市論に向けての展望を示した。

本書で論じてきた二つの問題、すなわち商業・流通・都市賦課をめぐる紛争の過熱、また都市の社会不安は、いずれも「多様な人と経済が集中する」という都市の普遍的な特徴ゆえに生じるものであり、こうした切り口は、時代や地域を異にする都市の比較にも有益である。

第九章で、その基礎作業として、近代市民社会のイメージをそのままに投影した「自由都市論」批判以降の、日本・西洋・イスラムにおける近年の都市史の、都市を広く捉え、社会との同質性やつながりに注目した多様な成果を紹介し、それぞれに「開放性・流動性」と「閉鎖性・安定性」をめぐり、視点の偏差があることを示し、この双方に学びながら、日本中世都市史の成果にいかにか活かしてゆけるかを検討した。

第十章では、都市史の成果の中でも、特に西欧中世史研究において、改めて問い直されている「都市とは何か」「何をもって都市の指標とするか」という問題に注目した。西欧中世史においては都市祭礼やコスモロジーにそれを求めているが、日本中世史においては、祭礼や文化の研究はあっても、それを「都市とは何か」の答えとなることはない。この点についての分析を切り口に、日本と西欧における「都市の枠組み」のあり方の相違について明らかにした。

今後の課題としては、現在および同時代の、都市に向ける視点の偏差に留意しながらも、「多様な人と経済が集中する」という都市の普遍的な特徴を切り口として、都市の比較を行ってゆくことである。

近年、西欧の都市史において、「領域」史という切り取り方が提言されている。これ

は、司法や行政の枠組み、土地所有関係や経済的なインパクト、さまざまなネットワークなど、さまざまな営みをめぐり、相互に影響を及ぼしている領域の広がりやその中心を明らかにするものである。この視点は、経済や商業、そしてそこで問題が起きた場合の紛争解決のシステムを、いかなる場がどのような対象に提供しているかということを明らかにすることができ、第一章で述べたような、紛争解決や保障の機能を、都市のインフラとして着目する立場からも、有益な比較ができる手法である。

自由都市論の克服以降、日本をも含め、さまざまな時代や地域の都市論において、法や制度の有無にもとづいて都市を定義することからはなれ、文化や情報や宗教などを「都市性」とみなして重視する研究、あるいは都市を社会全体の縮図とみなす研究が盛んとなっている。しかし一方で、改めて都市に不可欠な特徴としての「都市性」を求める問いも浮かび上がってきた。

本書では、ふたたび法秩序が、「都市性」の一つの答えとなる可能性を示した。およそ都市は、普遍的に、さまざまな利害を持った人と経済が集まるという性質をもち、多様な紛争や社会不安がきわめて起こりやすく、それが当事者のみならず都市全体に影響を及ぼす。都市の繁栄を維持するためには、紛争や社会不安は、できるかぎり防止または早急に解決されなければならない。そのため、こうした紛争を解決する法秩序は、都市を維持するために必要なインフラである。

西欧中世都市のイメージを投影した「都市法」だけではなく、国家的・宗教的な法や論理も含め、都市において用いられる多様な法や秩序を検討し、「都市性」の普遍性と多様性を明らかにしてゆきたいと考える。